

# 境界紛争解決支援センターにいがた規則

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 境界紛争解決支援センターにいがた（第3条～第7条）
- 第3章 センターの組織
  - 第1節 運営委員会（第8条～第13条）
  - 第2節 運営委員（第14条～第17条）
  - 第3節 センター長等（第18条～第20条）
  - 第4節 センター職員（第21条）
- 第4章 センターの会計（第22条～第24条）
- 第5章 解決手続
  - 第1節 候補者（第25条～第28条）
  - 第2節 解決手続の実施（第29条～第34条）
- 第6章 費用等（第35条～第36条）
- 第7章 その他（第37条～第42条）
- 附 則

## 第1章 総 則

### （趣 旨）

**第1条** この規則は、新潟県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）の会則第118条の規定に基づき、同第86条の2に規定する民間紛争解決手続の事業を実施するために必要な事項を定める。

### （定 義）

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 境界問題 土地の境界が現地において明らかでない事実の問題をいう。
- (2) 境界紛争 境界問題を原因とする民事に関する紛争（筆界特定手続により筆界が特定され、又は筆界確定訴訟により筆界が確定された土地の所有権の及ぶ範囲に関する紛争も含む。）をいう。
- (3) 相談手続 境界紛争を解決するために、本会が実施するその当事者への助言その他の支援に係わる手続をいう。
- (4) 調停手続 境界紛争を解決するために、本会が実施する民間紛争解決手続をいう。

- (5) 資料調査 境界紛争の対象となる土地の筆界に関する資料を収集する作業をいう。
  - (6) 現地調査 現地において、境界紛争の対象となる土地及び隣接する土地の形状、境界標の有無、建築物その他の工作物の有無を調査測量した現況調査、並びに当該土地の所有権登記名義人等に立会いを求めることその他の行為により当事者が主張する境界及び客観的資料により発見された筆界（筆界特定手続で特定された筆界、又は筆界確定訴訟で確定された筆界を含む。）を調査測量した境界調査により境界問題を整理した図面等を作成する作業をいう。
  - (7) 調査業務 本会が委託する資料調査及び現地調査をいう。
  - (8) 受付面談 境界紛争の内容整理、並びに本会が実施する手続及び費用等の説明をする作業をいう。
- 2 この規則において使用する用語は、特に定めがある場合を除き、不動産登記法（平成16年法律第123号）及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）において使用する用語の例による。

## 第2章 境界紛争解決支援センターにいがた

### （設置）

- 第3条 本会は、境界紛争についての相談手続、調停手続、その他これらに関する業務を実施するために「境界紛争解決支援センターにいがた」（以下「センター」という。）を設置する。
- 2 センターの事業は、新潟県弁護士会（以下「弁護士会」という。）と協働して実施する。

### （基本理念）

- 第4条 センターの事業である裁判外紛争解決手続は、法による紛争解決の手続として、境界紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重しつつ、土地家屋調査士及び弁護士の専門的な知見を活用して、公正かつ適確に実施し、その紛争の実情に即しつつ迅速な解決を図ることを目的とする。

### （業務）

- 第5条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務（以下「解決手続」という。）を行う。
- (1) 受付面談
  - (2) 相談手続
  - (3) 調停手続

- (4) 相談手続及び調停手続に必要な調査業務
- 2 センターは、前項の解決手続を円滑に実施するため、次に掲げる業務を行う。
  - (1) センターの業務の運営に関する付随的な事務
  - (2) センターの業務に関する苦情の処理（以下「苦情処理」という。）
  - (3) センターの業務に関する研修
  - (4) センターに関する広報活動
  - (5) 筆界特定手続、裁判手続、その他の紛争解決手続との効果的な連携と協力
  - (6) 弁護士会及びその他各種関係団体との連携と協力
  - (7) その他センターの目的を達成するために必要な業務

（代 表）

第6条 本会の会長は、センターを代表し、その業務を総理する。

（事務所）

第7条 センターの業務を実施する事務所は、新潟県土地家屋調査士会館内に置く。

### 第3章 センターの組織

#### 第1節 運営委員会

（設 置）

第8条 本会の会長は、センターの運営に当たらせるため、センターに境界紛争解決支援センターにいがた運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 解決手続に関し、第9条第1項に規定する委員長から付議された事項の審議及びその決定
- (2) 次に掲げる者（以下「手続担当者」という。）の候補者の推薦
  - ア 受付面談員（受付面談を実施する者をいう。以下同じ。）
  - イ 担当相談員（相談手続において相談に応じる担当者をいう。以下同じ。）
  - ウ 担当調停員（調停手続において和解の仲介を行う手続実施者をいう。以下同じ。）
  - エ 担当調査員（相談手続及び調停手続において調査業務を実施する者をいう。以下同じ。）
- (3) センターの業務に関する研修の企画及びその実施
- (4) センターの業務に関する広報の企画及びその実施
- (5) センターの業務に関する予算案及び決算報告書の作成

- (6) センターの業務の運営に関し、本会の会長から付託された事項の審議及びその決定
  - (7) センターの業務を運営するのに必要なマニュアル、指針その他の要領の制定
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの業務の運営に関し必要な事項の処理
- 3 運営委員会は、運営委員（次節に規定する運営委員をいう。以下この節において同じ。）をもって組織する。

#### （委員長）

**第9条** 運営委員会には、委員長を置き、土地家屋調査士である運営委員（以下「土地家屋調査士運営委員」という。）のうちから1人を運営委員の互選により定める。

- 2 委員長は、運営委員会を統括し、その会務を処理する。

#### （副委員長）

**第10条** 運営委員会には、副委員長を置き、土地家屋調査士運営委員及び弁護士である運営委員（以下「弁護士運営委員」という。）のうちからそれぞれ1人を運営委員の互選により定める。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。ただし、あらかじめ土地家屋調査士運営委員が行うものとして委員長から指定された業務については、土地家屋調査士運営委員である副委員長がその職務を代理し、又は行わなければならない。

#### （会議）

**第11条** 運営委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 運営委員会は、運営委員の過半数の出席がある場合であって、そのうちに土地家屋調査士運営委員及び弁護士運営委員のそれぞれ1人以上が含まれていなければ会議を開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 運営委員会の決議について特別の利害関係を有する運営委員は、議決に加わることができず、第2項に規定する出席した運営委員の数にも算入しない。
- 5 本会の会長は、運営委員会の会議に出席し、意見を述べることができる。
- 6 運営委員会は、議事を審議するために必要と認めるときは、運営委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせる事ができる。
- 7 運営委員会の議事については、議事録を作成し、委員長及び出席した運営委員のうち委員長が指定する2人の者がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

### (小委員会)

第12条 センターの業務の運営を円滑に実施させるため、運営委員会に小委員会を置く。

2 小委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 運営委員会の会議において審議する議案を作成すること
- (2) 解決手続に関し、第18条第1項に規定するセンター長の諮問に応じ意見を述べること
- (3) センターの業務の運営を円滑に実施するために必要なものとして、あらかじめ運営委員会が定める事項を処理すること

3 小委員会は、土地家屋調査士運営委員をもって組織する。

### (小委員会の会議)

第13条 小委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 小委員会は、土地家屋調査士運営委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、委員長は、土地家屋調査士運営委員のすべてがあらかじめ同意したときは、書面又は電磁的記録を送受信する方法により当該議事を審議し議決することができる。

4 小委員会の議事は、出席した土地家屋調査士運営委員（前項の規定により議事を議決するときは、すべての土地家屋調査士運営委員とする。次項において同じ。）の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 小委員会の決議について特別の利害関係を有する土地家屋調査士運営委員は、議決に加わることができない。

6 委員長は、小委員会の会議において審議又は決定した内容について、運営委員会に定期的に又は随時報告しなければならない。

7 第11条第5項及び第6項の規定は、小委員会の会議について準用する。

## 第2節 運営委員

### (運営委員)

第14条 運営委員は、次の各号に掲げる者とし、本会の会長が任命する。

- (1) 本会の会員であって、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条第2項第2号の規定にもとづく認定を受け（以下「認定土地家屋調査士」という。）、土地家屋調査士としての業務歴が10年以上の者で、本会の会長が推薦し、本会の理事会の承認を得た者
- (2) 弁護士会の会員であって、弁護士会の会長が推薦した者

2 運営委員の数は、土地家屋調査士運営委員5人以上10人以内とし、弁護士運

営委員1人以上2人以内とする。

#### (欠格事由)

**第15条** 次の各号のいずれかに該当する者は、運営委員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (2) 土地家屋調査士法又は弁護士法（昭和24年法律第205号）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 土地家屋調査士法第42条第3号に規定する業務の禁止の処分を受け、又は弁護士法第57条第1項第4号に規定する除名処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から5年を経過しない者

#### (退任事由)

**第16条** 土地家屋調査士運営委員は、正当な理由があるときは、辞任することができる。

2 本会の会長は、運営委員が次の各号のいずれかに該当したときは、当該運営委員を解任しなければならない。

- (1) 前条各号に定める事由のいずれかに該当したとき
- (2) 本会の理事会において、土地家屋調査士運営委員がこの規則を含む法令違反や、職務を遂行するのに耐えられないおそれがあることで解任する決定がされたとき

3 運営委員は、次の各号のいずれかに該当するときに退任する。

- (1) 本会又は弁護士会の会員でなくなったとき
- (2) 弁護士会の会長から弁護士運営委員について退任の申出があったとき
- (3) 次条に規定する任期が満了したとき

#### (任期)

**第17条** 運営委員の任期は、土地家屋調査士運営委員にあつては運営委員に就任した時から2年までとし、弁護士運営委員にあつては弁護士会の定めるところによる。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により任命された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 増員により任命された運営委員の任期は、土地家屋調査士運営委員にあつては他の土地家屋調査士運営委員の任期と、弁護士運営委員にあつては他の弁護士運営委員の任期とそれぞれ同一とする。

4 運営委員は、前条第1項の規定により辞任し、前条第3項第2号の規定により退任し、又は前3項の規定によりその任期が満了した場合であっても、後任者が任命されるまでは、なお運営委員として引き続きその業務を行う。

### 第3節 センター長等

#### (センター長)

- 第18条 センターには、センター長を置き、委員長の職にある者をもって充てる。
- 2 センター長は、センターの事務を統括し、その業務を執行する。

#### (副センター長)

- 第19条 センターには、副センター長を置き、副委員長の職にある者をもって充てる。
- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときはその職務を代理し、センター長が欠けたときはその職務を行う。

#### (センターの事務作業の指定)

- 第20条 センター長は、運営委員会の承認を得て、その所掌するセンターの事務に関する作業の一部を指定して、土地家屋調査士運営委員のうちから指名した者に行わせることができる。
- 2 前項の規定により指名された土地家屋調査士運営委員は、同項の規定により指定されたセンターの事務作業についてその進捗状況及び結果を、随時、センター長に報告しなければならない。

### 第4節 センター職員

#### (センター職員)

- 第21条 センター長は、センターの事務を円滑に実施させるため、本会の会長の承認を得て、本会の職員のうちから、当該事務を補助する者（以下「センター職員」という。）を指名することができる。
- 2 センター職員は、センター長の指揮命令を受けて、センター長から指定された事務を処理する。

## 第4章 センターの会計

#### (特別会計)

- 第22条 センターの会計は、本会の特別会計とし、その運営に要する経費は、境界紛争の当事者から徴収する費用、本会の一般会計からの繰入金、寄附金その他の収入をもって充てる。

( 会計年度 )

第 2 3 条 センターの会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

( 決算及び予算 )

第 2 4 条 運営委員会は、会計年度ごとに、センターの業務に関する決算報告書及び予算案を作成し、その会計年度が終了した後、遅滞なく本会の会長に提出しなければならない。

## 第 5 章 解決手続

### 第 1 節 候補者

( 相談員候補者 )

第 2 5 条 本会の会長は、次の各号に掲げる者のうちから、担当相談員の候補者（以下「相談員候補者」という。）を任命する。

(1) センター長が指定する研修（本会が実施する研修を含む。）を修了した本会の認定土地家屋調査士で、土地家屋調査士としての業務歴が 3 年以上の者のうちから運営委員会が推薦した者

(2) 弁護士会の会員であって、弁護士会の会長が推薦した者

2 相談員候補者の任期は、前項の規定により任命された日から 2 年とする。ただし再任を妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、相談員候補者が、その任期が満了する日において、担当相談員として関与している相談手続があるときは、その相談手続が終了する時までその任期を伸長する。

4 センター長は、相談員候補者名簿（第 1 項の規定により任命された相談員候補者の氏名その他別に運営委員会が定める事項を記載した名簿をいう。次項において同じ。）を調製し、これをセンターに備え置く。

5 センター長は、相談員候補者の退任その他の事由により相談員候補者名簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその変更内容を相談員候補者名簿に記載する。

( 調停員候補者 )

第 2 6 条 本会の会長は、次の各号に掲げる者のうちから、担当調停員の候補者（以下「調停員候補者」という。）を任命する。

(1) センター長が指定する研修（本会が実施する研修を含む。）を修了した本会の認定土地家屋調査士で、土地家屋調査士としての業務歴が 5 年以上の者の



うちから運営委員会が推薦した者

(2) 弁護士会の会員であって弁護士会の会長が推薦した者

- 2 調停員候補者の任期は、前項の規定により任命された日から2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項の規定にかかわらず、調停員候補者が、その任期が満了する日において、担当調停員として関与している調停手続があるときは、その調停手続が終了する時までその任期を伸長する。
- 4 センター長は、調停員候補者名簿（第1項の規定により任命された調停員候補者の氏名その他別に運営委員会が定める事項を記載した名簿をいう。次項において同じ。）を調製し、これをセンターに備え置く。
- 5 センター長は、調停員候補者の退任その他の事由により調停員候補者名簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその変更内容を調停員候補者名簿に記載する。

#### （調査員候補者）

**第27条** 本会の会長は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、受付面談員及び担当調査員の候補者（以下「調査員候補者」という。）を任命する。

(1) センター長が指定する研修（本会が実施する研修を含む）を修了した者

(2) 本会の認定土地家屋調査士で、運営委員会が推薦した者

- 2 調査員候補者の任期は、第1項の規定により任命された日から2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項の規定にかかわらず、調査員候補者が、その任期が満了する日において、担当調査員として調査業務に着手しているときは、その調査業務が終了する時までその任期を伸長する。
- 4 センター長は、調査員候補者名簿（第1項の規定により任命された調査員候補者の氏名その他別に運営委員会が定める事項を記載した名簿をいう。次項において同じ。）を調製し、これをセンターに備え置く。
- 5 センター長は、調査員候補者の退任その他の事由により調査員候補者名簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその変更内容を調査員候補者名簿に記載する。

#### （運営委員の規定の準用）

**第28条** 第15条の欠格事由の規定及び第16条の退任事由の規定は、手続担当者の候補者にそれぞれ準用する。

## 第2節 解決手続の実施

( 対 象 )

第 29 条 解決手続は、新潟県に所在する土地に係る境界紛争を対象とする。ただし、対象となる土地が新潟県に所在する土地と隣接していること、その他の事情がある場合であって、センター長が手続を実施することを相当と認めたときは、この限りでない。

( 受付面談 )

第 30 条 受付面談は、受付面談の実施を希望する者からの依頼に基づき、その当事者に対して実施する。

2 センター長は、受付面談を求められたときは、境界紛争の対象となる土地に近い適切な受付面談員を選任して、受付面談を実施する。

( 相談手続 )

第 31 条 相談手続は、境界紛争の一方の当事者からの申込みに基づき、その当事者に対して実施する。

2 センター長は、相談手続の当事者から、相談手続の対象となる土地についての資料調査を求められたときは、担当調査員にその資料調査の実施を委託することができる。

( 調停手続 )

第 32 条 調停手続は、境界紛争の一方の当事者からの申立てに基づき、他方の当事者がある依頼を承諾したものについて、その双方の当事者のために実施する。

2 センター長は、調停手続の一方又は双方の当事者から、調停手続の対象となる土地についての資料調査を求められたとき、又は担当調停員から、資料調査及び現地調査が要請されたときは、担当調査員にその調査業務の実施を委託することができる。

( 非公開 )

第 33 条 解決手続は、次の各号に掲げる場合を除き、公開しない。

- (1) 次項の規定により解決手続の概要を利用するとき
- (2) 解決手続の当事者その他の者からの請求に応じて記録の閲覧又は謄写をさせるとき
- (3) 法令の規定により公開する必要があるとき
- (4) 解決手続を適正に実施させるため、次に掲げる者が、記録の閲覧又は謄写並びに期日に臨席する必要があるとき
  - ア 手続担当者
  - イ 運営委員

ウ センター職員（臨時的に任用された者も含む。）

- 2 本会は、センターの業務の研究若しくは広報に活用し、又はセンターにおいて実施する研修用の教材として用いるため、解決手続の当事者の同意を得て、解決手続の概要（当該当事者の氏名又は名称及び紛争の内容が特定されないようにすること、その他当該当事者の秘密保持に配慮した措置を講じたものに限る。）を、印刷物の配布その他の方法により利用することができる。

#### （本会の役員等の責務）

- 第34条 本会の役員、運営委員、手続担当者及びセンター職員（臨時的に任用された者も含む。）は、解決手続を実施するに際し、中立な立場を保持しつつ、公正誠実にその職務を遂行しなければならない。
- 2 前項に規定する者は、解決手続の実施に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 3 本会の役員及び運営委員は、手続担当者に対し、法令、この規則その他解決手続に関する定めを遵守させる場合のほかには、解決手続を実施するに際して独立して行う職務に関し、直接又は間接に命令若しくは指示をし、又は不当な関与をしてはならない。
- 4 本会の会長は、前3項に規定する義務を遵守させる為に、必要な事項を記載した書面を交付する等して第1項に規定する者に対し説明すること、及びその他の措置を定期的に又は必要に応じて講じる。

## 第6章 費用等

#### （手数料等）

- 第35条 本会は、相談手続、調停手続及び調査業務の実施に関し、境界紛争の当事者から手数料、測量費用その他の費用を徴収することができる。
- 2 受付面談は、無料とする。

#### （運営委員の報酬等）

- 第36条 本会は、運営委員及び手続担当者が解決手続に関しその職務を遂行したときは、報酬及び旅費（交通費、宿泊料、食事料を含む。以下同じ。）又は委託料を支払うものとする。

## 第7章 その他

**（筆界特定の手続との連携）**

**第37条** 本会は、解決手続の実施に関し、その対象となる土地について、筆界特定申請がされている場合であって不動産登記法第138条の規定により法務局又は地方法務局長から協力を求められたときは、この規則及び第41条第1項の規定に基づき制定された規程の趣旨に反しない限り、資料の提出その他必要な協力をする。

**（苦情処理）**

**第38条** 本会の会長は、センターの業務に関する苦情を受け付ける窓口を設置し、当該苦情を適正に処理させるのに必要な措置を講じなければならない。

**（誓約書の提出）**

**第39条** 本会の役員及び次の各号に掲げる者（以下「センター業務関与者」という。）は、その就任後、速やかにこの規則その他解決手続に関する定めを遵守しセンターの業務を適正に実施することを約した誓約書を作成して、本会の会長に提出しなければならない。

- (1) 運営委員
- (2) 相談員候補者
- (3) 調停員候補者
- (4) 調査員候補者
- (5) センター職員（臨時的に任用された者も含む。）

**（規則等の公開）**

**第40条** 本会は、この規則及び次条第1項の規定に基づき制定された規程であって本会の会長が相当と認めるものについて、センターの業務を実施する事務所に備え置く方法により公開するほか、本会の会長が指定する方法により公開することができる。

**（規程への委任等）**

**第41条** この規則を実施するために必要な規程は、運営委員会の決議を経て、本会の会長が定める。

2 本会の会長は、前項の規定により必要な規程を定めたときは、遅滞なく本会の理事会に報告しなければならない。

**（改 廃）**

**第42条** この規則を改定し、又は廃止するときは、運営委員会の承認を得て、本会の理事会の決議を経なければならない。

## 附 則

### ( 施行期日 )

第 1 条 この規則は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第 5 条の認証を取得した日（平成 26 年 5 月 21 日）から施行する。

### ( 経過措置 )

第 2 条 この規則の施行前に申込みを受付けた相談手続及び申立てを受理した調停手続については、なお従前の例による。